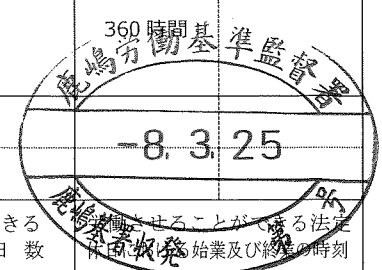




時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	24101014450000
法人番号	9010001146923

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間	
労働者派遣業		エムシーパートナーズ株式会社 茨城オフィス		(〒314-0116) 茨城県神栖市奥野谷 8073 番 (電話番号: 0299 - 97 - 0590)				2026年4月1日から1年間	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	起算日 (年月日)	2026年4月1日
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日の時刻	
	決算事務、精算事務、生産管理等、不時の執務作業に備えるため		事務関係業務	4 8	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日	その月の土曜日の日数		原則 8:30-17:15 ただし業務繁忙、緊急事項発生の場合 は0時~24時まで勤務可能	
	機械設備等の緊急の修繕、定修時等の業務、コンピュータ処理業務等の不時の作業に備えるため		現業関係業務	4 4	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日	その月の土曜日の日数		原則 8:30-17:15 ただし業務繁忙、緊急事項発生の場合 は0時~24時まで勤務可能	
	予測できなかった実験状況の変化に伴う実験時間の延長、及び他部門との連携上早期にとりまとめが必要なデータ整理、文献調査等業務のため		研究関係業務	1 4	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日	その月の土曜日の日数		原則 8:30-17:15 ただし業務繁忙、緊急事項発生の場合 は0時~24時まで勤務可能	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>									
(チェックボックスに要チェック)									





時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
予算・決算関連業務、原材料及び製品バランスへ影響のある突発トラブルへの対応、業務期限の迫った重要な社外対応（顧客、行政機関等）その他臨時に対応が必要となる業務	事務関係業務	48	15時間		6回	99時間55分		25%(*)	720時間	25%(*)	
機械装置の突発的故障修理への対応業務、原材料及び製品バランスへ影響のある突発トラブルへの対応業、事故・災害への対応、プロジェクト業務におけるピーク時対応、その他臨時に対応が必要となる業務	現業関係業務	44	15時間		6回	99時間55分		25%(*)	720時間	25%(*)	
期限の迫った重要な社外対応（顧客、行政機関等）その他臨時に対応が必要となる業務	研究関係業務	14	15時間		6回	99時間55分		25%(*)	720時間	25%(*)	
					(*）但し、延長時間が1ヶ月45時間を超えた場合の割増賃金率は25%、60時間を超える場合には割増賃金率は50%（法定・法定外ともに休日労働は35%）						
限度時間を超えて労働させる場合における手続	対象となる労働者への事前通知										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ⑤ ⑨	(具体的内容) ①対象労働者への医師（産業医）による面接指導の実施 ⑨産業医等による助言・指導を受け又は労働者に産業医等による保健指導の実施 ⑤対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じ健康診断を実施									
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。<input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>											

協定の成立年月日 2026年 3月 25日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 茨城オフィス（派遣スタッフ）
氏名 柳谷 淳子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたこと。 (チェックボックスに要チェック)

2026年 3月 25日

鹿嶋 労働基準監督署長殿



使用者 職名 茨城オフィス
氏名 チーフ 菅谷 友美

